

令和2年4月8日

保護者の皆様へ

貝塚健康子ども部子育て支援課長
ひがし保育園 園長 高松 和久

緊急事態宣言を受けての対応について（お願い）

平素は、本市保育行政に御理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、昨日、新型コロナウイルス感染が拡大している中、緊急事態宣言が発令されました。

緊急事態宣言では大阪府が指定されており、感染リスクがより緊迫感を増してきているところであります。

そこで、在宅での保育が可能な方（※）につきましては、今回の宣言の趣旨をご理解いただき、何卒、御協力をお願い致します。

なお、休園の措置は行いませんので、就労などでどうしても在宅での保育ができない方は保育を実施致します。

※ 在宅で保育が可能な方とは、今回の緊急事態宣言を受け就労先がテレワークなどの対応となり保護者の方が在宅となられる方など、また、育児休業中などで保護者の方が在宅となられている方などです。

→裏面もご確認ください。

新型コロナウイルス感染症にかかる 「緊急事態宣言」への対応について

保護者のみなさまには、日ごろから保育所運営にご協力をいただき、誠にありがとうございます。新型コロナウイルスへの対応についてお知らせいたします。

1. 「緊急事態宣言」への対応について

この度、国から「緊急事態宣言」が発令され、緊急事態措置を実施する区域に大阪府が指定されました。これを受け、大阪府から外出の自粛等に加え、適切な感染防止策についての要請がありました。

認定こども園・保育所は利用者及びその家族の生活維持に必要な施設であり、保護者の方が就労など、やむを得ず引き続き保育を必要とする場合には受入れを行います。保護者の方が自宅待機や在宅勤務となられるなど、ご家庭での保育が可能な場合には、感染防止の観点から、更なる家庭保育の協力の要請をお願いいたします。

保護者の方には大変ご不便をおかけいたしますが、感染防止の観点から、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

2. 健康観察の実施について

毎朝、必ず家庭にて児童及び保護者の体温を測定し、熱（37.5度以上）や風邪症状がある場合は、解熱後24時間以上が経過し、症状が改善傾向となるまでお休みをしてください。保育中も同様の症状が見受けられた場合は、速やかにお迎えをお願いする場合があります。ご協力いただきますようお願いいたします。

3. 新型コロナウイルス発症者が発生した場合について

今後、保育所において、新型コロナウイルス感染症の発症者が発生した場合や濃厚接触者が確認された場合には、関係機関と相談のうえ、臨時休園を行う場合があります。